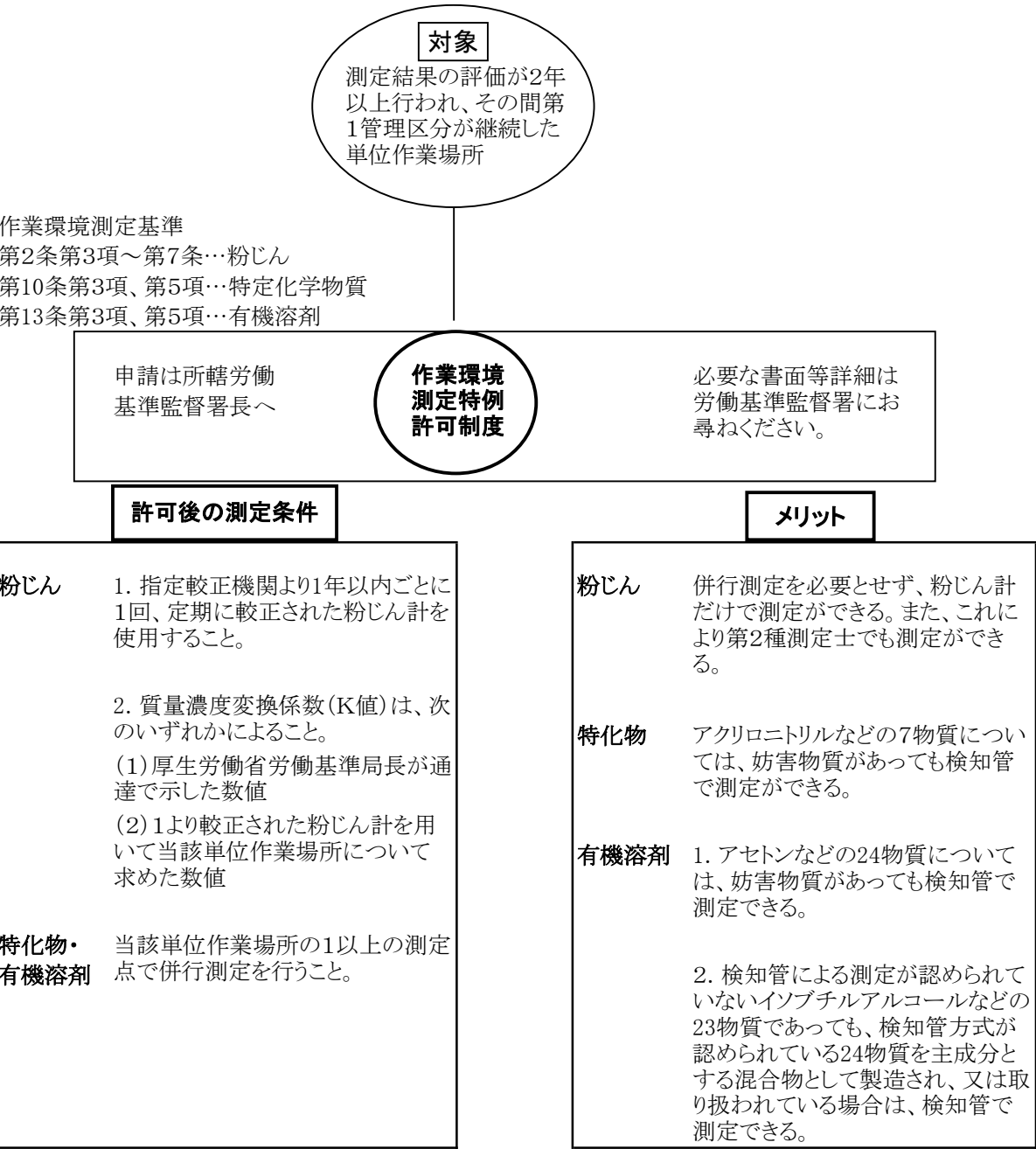


Ⅲ.作業環境測定特例許可制度とは

1 作業環境測定結果の評価が2年以上行われ、その間第1管理区分が継続した単位作業場所には作業環境測定特例許可制度が適用できます。



2 多様な発散防止抑制措置の導入
有害物の発散源を密閉する設備、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局排等を設けないことができることになりました。
有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第71号)が平成24年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されました。